

■宮崎広域都市計画事業飯田土地区画整理事業の換地処分による住所変更に伴う諸手続一覧

1. ご自身で住所変更の書き換え等の手続をさせていただく主なもの

(1)市役所関係

件名	手続方法等	お問い合わせ先
マイナンバーカード 住基(市民)カード 【顔写真付のもの】	新住所をカードの空白欄に記載しますので、各種カードを窓口へご持参ください。お手続には、暗証番号が必要になります。	市役所市民課 (直)0985-21-1756
署名用電子証明書	マイナンバーカードに搭載されている署名用電子証明書は失効しませんが、旧住所のまま表示されます。新住所への変更を希望される場合には、カードを窓口へご持参ください。お手続には、暗証番号が必要になります。	マイナンバーカード推進室 (直)0985-42-2036 高岡総合支所
在留カード 特別永住者証明書 みなし在留カード等	カード等を窓口へご持参ください。新住所をカード裏に記載します。	地域市民福祉課 (直)0985-82-1112
子ども医療費 受給資格証	住所の書き換えをしますので、受給資格証を窓口へお持ちください。 【窓口】 親子保健課(市保健所4階) 各総合支所の地域市民福祉課 保育幼稚園課(市役所本庁舎1階)	市役所親子保健課 (直)0985-73-8200
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	住所の書き換えをしますので、受給資格証を窓口へお持ちください。 【窓口】 障がい福祉課(市役所本庁舎1階) 各総合支所の地域市民福祉課	市役所障がい福祉課 (直)0985-21-1772 高岡総合支所地域市民福祉課 (直)0985-82-1112
市営墓地使用者の住所変更	市営墓地使用者の住所が変更されたときは届出が必要なので、墓地使用許可証と身分証を窓口にお持ちください。 【窓口】 生活課(市役所第二庁舎3階) 各総合支所の地域市民福祉課	市役所生活課 (直)0985-21-1751 高岡総合支所地域市民福祉課 (直)0985-82-1112

(2)市役所以外の関係機関

※手続の際に、個人の方は「住所変更証明書」、事業所等の場合は「所在変更証明書」をご持参ください。

件名	手続方法等	お問い合わせ先
不動産登記記録の所有権 登記名義人の住所変更	期限はありません。必要なときに申請してください。	宮崎地方法務局 (代)0985-22-5124
抵当権者等の 住所変更登記	土地建物登記記録に抵当権、地上権等の権利者として登記をしている方は、必要なときに申請してください。	
会社等法人本店・支店の 所在地、代表者等の住所 変更	法定期間 ■本店:2週間以内 ■支店:3週間以内 土地区画整理事業によるものであれば、法定期間を経過しても罰則等は特にありませんが、取引の安全性の観点からも早めの手続きをお願いします。	
●換地処分の公告後、約4月は土地区画整理により登記事務が停止となりますので、不動産登記の変更手続は登記事務停止解除後にお願いいたします。		
自動車運転免許証	各警察署又は運転免許センターで住所変更の手続きをしてください。	運転免許センター (直)0985-24-9999
自動車検査証 (普通自動車及び排気量251cc以上の小型二輪)	住所変更手続きについては、右記へお問い合わせください。	宮崎運輸支局 登録部門 (直)050-5540-2088
自動車検査証 (軽自動車)	住所変更手続きについては、右記へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 (直)050-3816-1760
市立以外の小・中学校、 高校・大学・専門学校等	それぞれの学校等にお問い合わせください。	

電話会社、電力会社、 ガス会社、金融機関、 保険会社、お勤め先	それぞれの該当する会社や機関にお問い合わせください。	
---------------------------------------	----------------------------	--

※表記の各種手続きに必要なものについては、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

2. ご自身での住所変更の手続きが必要ないもの(ご自身で手続きなくてよいもの)

件名	手続き方法等	お問い合わせ先
住民票・印鑑登録証 住基(市民)カード 【顔写真なし】	新住所への変更は市が職権で行います。 変更後、住民票や印鑑登録証明書には新住所が記載されます。	市役所市民課 (直)0985-21-1756
戸籍	変更地区に本籍がある方の新地番への変更は職権で行います。 (変更後に「本籍表示の変更のお知らせ」を送付します。 ただし、該当する新地番が複数ある場合は、その中から選択していただきます。なお、住所と本籍地が異なる方は、転籍届により同一に変更することができます。)	高岡総合支所 地域市民福祉課 (直)0985-82-1112
土地・建物 登記簿の表題部	土地・建物の所在を表す部分は法務局が職権で変更します。	宮崎地方法務局 (代)0985-22-5124
国民健康保険 被保険者証 後期高齢者医療 被保険者証 介護保険被保険証	新住所への変更は職権で行います。 変更後の被保険者証は新住所へお送りします。	市役所国保年金課 (直)0985-21-1745 市役所介護保険課 (直)0985-42-7147 高岡総合支所 地域市民福祉課 (直)0985-82-1112
市立 小・中学校	住所の変更手続きは必要ありません。	市教育委員会学校教育課 (直)0985-85-1825
国民年金・厚生年金 の受給者の住所	特に手続きの必要はありません。 もしご不明な点があれば基礎年金番号をご用意の上、右記へお問合せください。	宮崎年金事務所 (代)0985-52-2111
上下水道	住所の変更手続きは必要ありません。	市上下水道局料金センター (直)0985-60-6500
郵便局	住所の変更届けは必要ありません。	宮崎中央郵便局 (直)0985-61-8161
パスポート	特に変更手続きは必要ありません。現住所の欄の変更を行う場合は、各自で修正のうえ、新住所を記入してください。	宮崎パスポートセンター (直)0985-26-7268